

第92回 定時会員総会

—平成26年度事業報告、平成28年度賃貸料要請案承認—



会場:JAおきなわ宜野湾支店会館(ジュビランス)

明しました。

これについて、本会では、これまで原則として掲げてきた「同一施設同一支払単価」を堅持することとし、「評価地目の見直し等に関する覚書」の運用に関する確認書」を沖縄防衛局と取り交わし、同覚書の運用見直しを行いました。

●返還に関する要請について

つぎに、米軍再編によつて今後予定される返還への対応についてです。

要請に向けては、関係地主会との意見交換を3回実施し、要請内容を取りまとめ、防衛省等へ要請を行いました。

本要請では、これまでの「統合計画」をめぐる問題に加え、税制改正の要望として、返還地の先行取得に係る措

●居所不明土地管理事業の終了について
居所不明土地管理事業について、本会は昭和49年から不在者財産管理人としての業務を長期に亘って実施してきましたが、那覇家庭裁判所の指導により、失踪宣告を申し立てることとなりました。その結果、平成26年11月25日に那覇家庭裁判所より失踪宣告の審判が確定したことから、平成26年度は管理財産の引継ぎに係る手続きを行いました。
引継ぎでは、本会が那覇家庭裁判所に対し、報酬付与の申請を行い、報酬付与

土地連共済制度の利用促進については、平成26年度より、融資限度額の上限額を2千万円から3千万円へ見直したことを受け、平成26年度の実行件数は、3千円の実行が、約14%を占める結果となりました。

こうした実績を踏まえながら、さらなる共済融資の利用促進に向け、平成27年度より、融資の返済期間について、現行の「15年以内」から「20年以内」へと延長することを決定いたしました。**(4面に関連)**

平成26年度 正味財産増減計算書

(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで) 単位：円

科 目	当年度 (A)	前年度 (B)	増減 (A) - (B)
I. 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
経常収益計	198,219,013	201,877,257	△3,658,244
(2) 経常費用			
経常費用計	189,207,979	195,668,225	△6,460,246
当期経常増減額	9,011,034	6,209,032	2,802,002
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	66,994,562	88,213,210	△21,218,648
(2) 経常外費用			
経常外費用計	51,190,600	39,183,032	12,007,568
当期経常外増減額	15,803,962	49,030,178	△33,226,216
当期一般正味財産増減額	24,814,996	55,239,210	△30,424,214
一般正味財産期首残高	711,197,892	655,958,682	55,239,210
一般正味財産期末残高	736,012,888	711,197,892	24,814,996
II. 正味財産期末残高			
正味財産期末残高	736,012,888	711,197,892	24,814,996

平成26年度 貸借対照表

(平成27年3月31日現在) 単位: |

科 目	当年度	前年度	増 減
I. 資産の部			
1. 流 動 資 產			
流動資産合計	87,244,701	460,272,296	△373,027,595
2. 固 定 資 產			
固定資産合計	1,965,473,890	2,327,431,305	△361,957,415
資産合計	2,052,718,591	2,787,703,601	△734,985,010
II. 負債の部			
1. 流 動 負 債			
流動負債合計	56,403,943	434,245,456	△377,841,513
2. 固 定 負 債			
固定負債合計	1,260,301,760	1,642,260,253	△381,958,493
負債合計	1,316,705,703	2,076,505,709	△759,800,006
III. 正味財産の部			
1. 一般正味財産			
一般正味財産	736,012,888	711,197,892	24,814,996
正味財産合計	736,012,888	711,197,892	24,814,996
負債及び正味財産合計	2,052,718,591	2,787,703,601	△734,985,010

平成28年度軍用地等賃料増額措置要請案承認

- 第92回定時会員総会で承認された平成28年度軍用地等賃料の増額措置要請案の概要是次のとおりです。
- 評価地目や賃料の支払単価の見直しに向けて予算措置を求める。
要求額は、対前年度比4.4%増の1014億円とする。

◆ 理事退任 ◆

第92回定時会員総会において、平成26年度に退任した島袋利治氏、浜比嘉勇氏の功労を称え、表彰式が行われました（下写真）



島袋氏への表彰の様子

戦後70年を振り返って 土地連会長からの談話



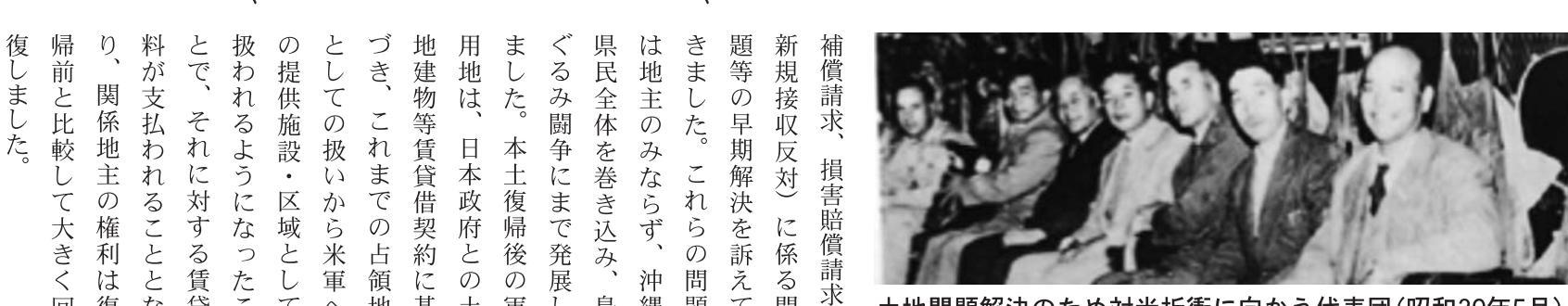
四原則貫徹をせまる桑江朝幸氏(昭和31年6月)



眞喜志 康明 会長

戦後70年を迎えるにあたり、眞喜志会長より、軍用地をめぐる情勢と今後の土地連のあり方について、次のとおり談話を取りまとめました。

戦から、戦後の強制収用を経て駐留軍用地（駐留軍用地、自衛隊用地、空港用地、県企業局用地。以下、「軍用地」）となつた土地は、日米安全保障条約に基づく、国民の安全・安心を守る土地として、現在も提供、使用されています。本年で戦後70年を迎えますが、その間、軍用地をめぐる情勢や本会を取り巻く状況も大きく変化してきました。



四原則貫徹県民大会（昭和31年7月）

● 土地連の発足とその意義について



土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)



山中長官への要請（昭和51年10月）

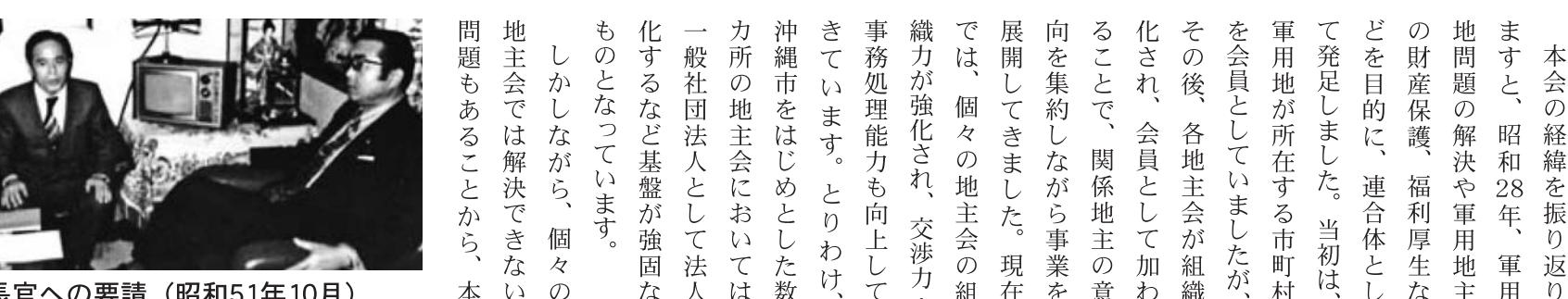
うした状況を打破すべく、関係地主は、自らの土地の権利、財産権を擁護するため、桑江朝幸氏を先頭に立ち上りました。そして、活動していく中で、組織が必要となってきたことから、市町村の協力を受けて、桑江朝幸氏を初代会長に「市町村土地特別委員会連合会」（現在の「土地連」）が発足し、軍用地のいわゆる「四原則」（括弧い反対、適正

戦から、戦後の強制収用を経て駐留軍用地（駐留軍用地、自衛隊用地、空港用地、県企業局用地。以下、「軍用地」）となつた土地は、日米安全保障条約に基づく、国民の安



土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

と、沖縄における軍用地は、米軍により強制接收・使用され、賃貸料の支払われるうことのない、理不尽な状況が続きました。こ



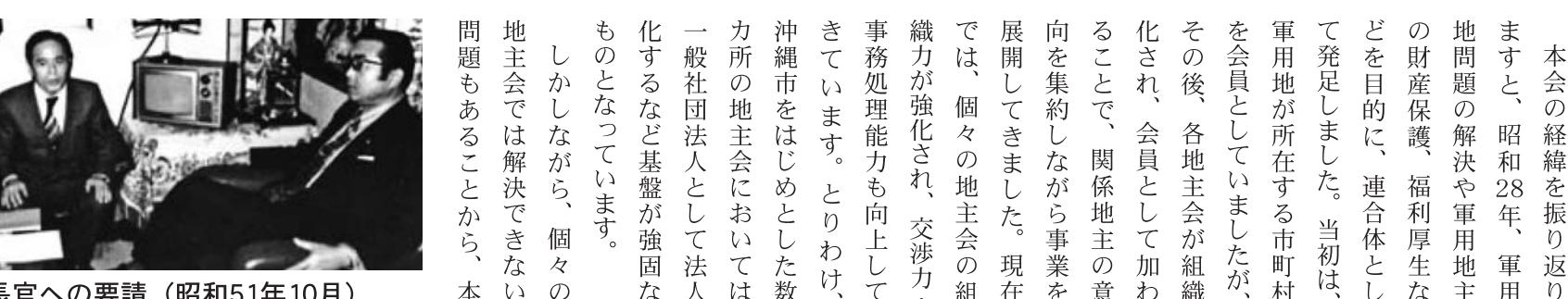
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

うした状況を打破すべく、関係地主は、自らの土地の権利、財産権を擁護するため、桑江朝幸氏を先頭に立ち上りました。そして、活動していく中で、組織が必要となってきたことから、市町村の協力を受けて、桑江朝幸氏を初代会長に「市町村土地特別委員会連合会」（現在の「土地連」）が発足し、軍用地のいわゆる「四原則」（括弧い反対、適正



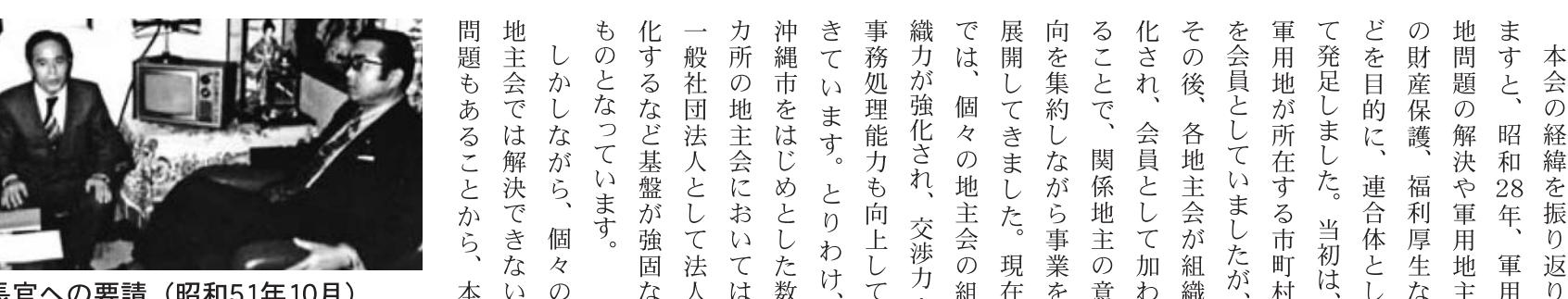
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在では、個々の地主会の組織力が強化され、交渉力・事務処理能力も向上しています。とりわけ、



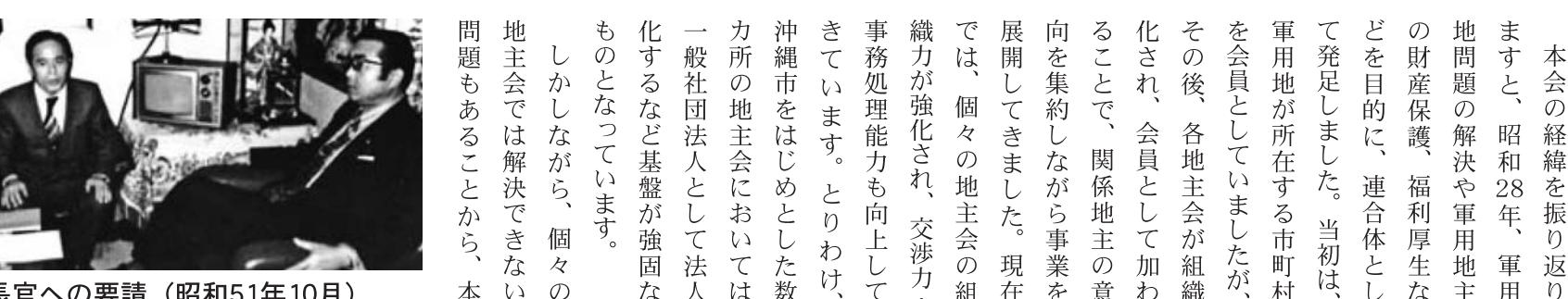
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

補償請求、損害賠償請求、新規接收反対）に係る問題等の早期解決を訴えてきました。これらの問題は地主のみならず、沖縄県民全体を巻き込み、島ぐるみ闘争にまで発展しました。本土復帰後の軍用地は、日本政府との土地建物等賃貸借契約に基づき、これまでの占領地としての扱いから米軍への提供施設・区域として扱われるようになつたことで、それに対する賃貸料が支払われることとなり、関係地主の権利は復



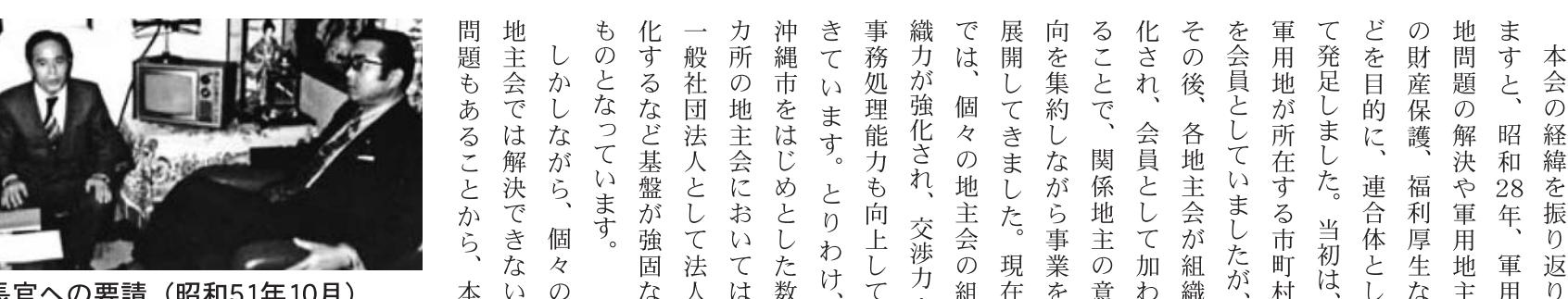
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

復しました。復前と比較して大きく回復しました。



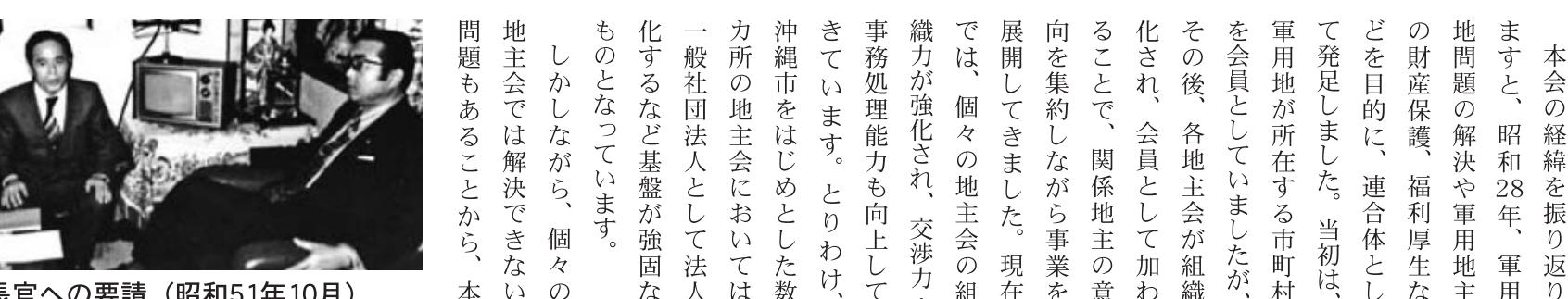
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

力所の地主会においては一般社団法人として法人化するなど基盤が強固なものとなっています。



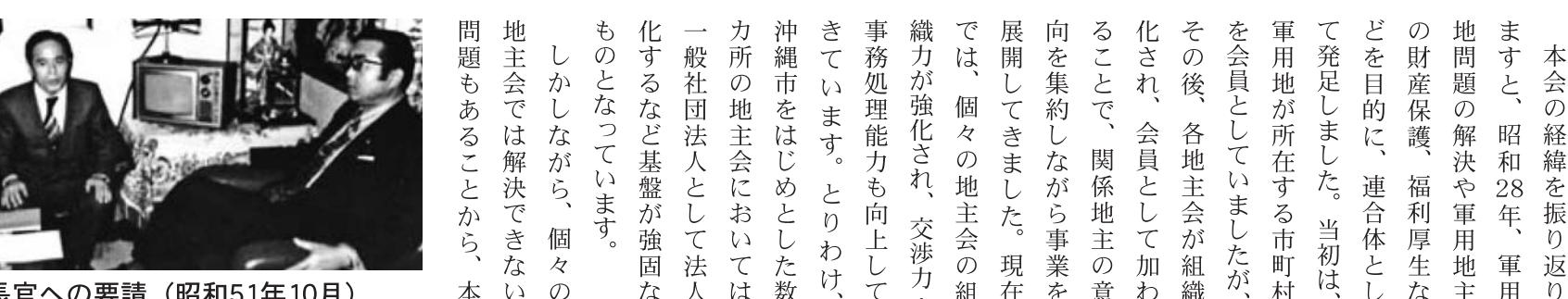
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

沖縄市をはじめとした数多くの地主会においては、沖縄市をはじめとした数多くの地主会においては、



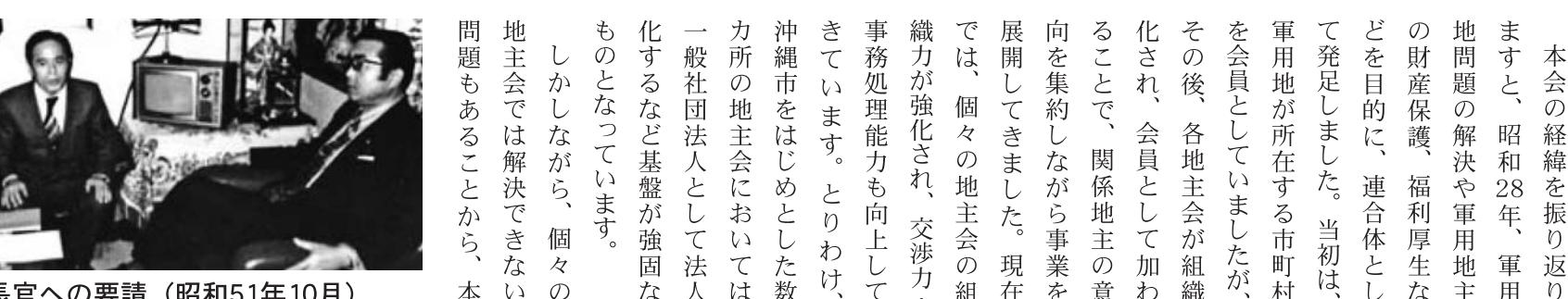
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

力所の地主会においては一般社団法人として法人化するなど基盤が強固なものとなっています。



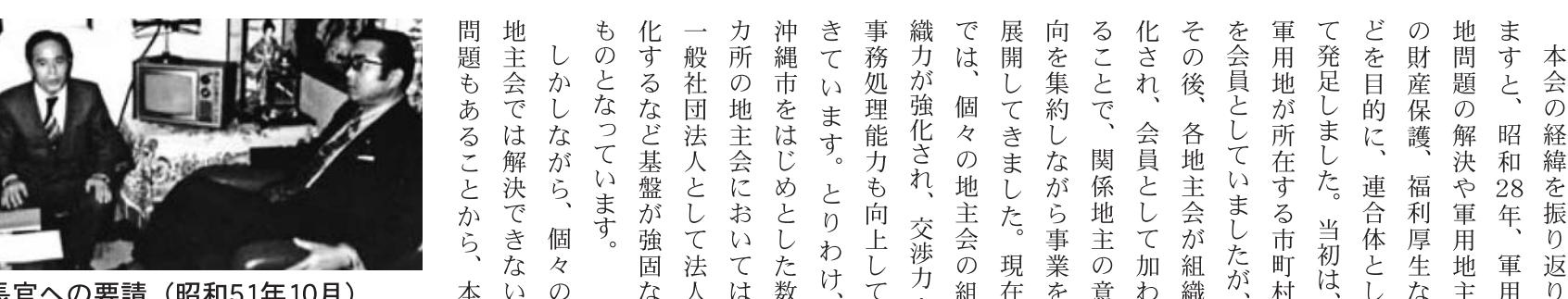
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

しかししながら、個々の地主会では解決できない問題もあることから、本



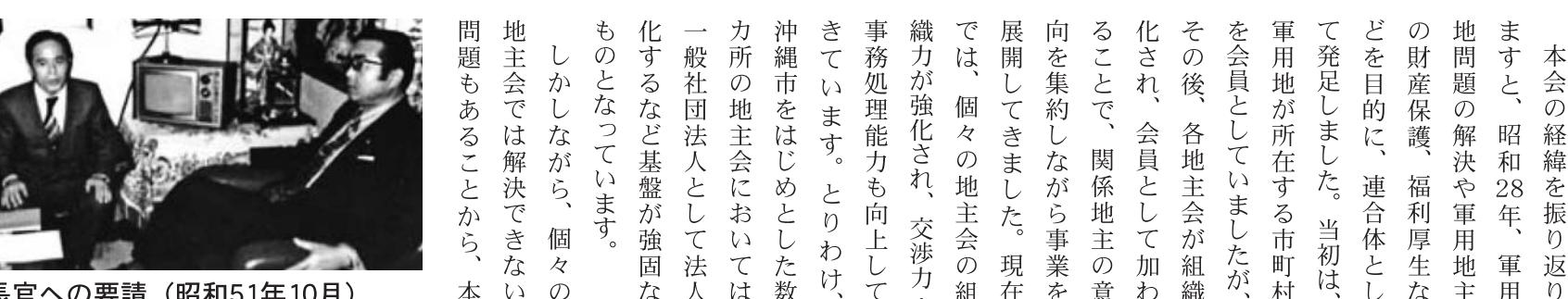
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

協力することで共同するなど、市町村及び地主会が期待する連合体としての新たな役割・機能が求められています。



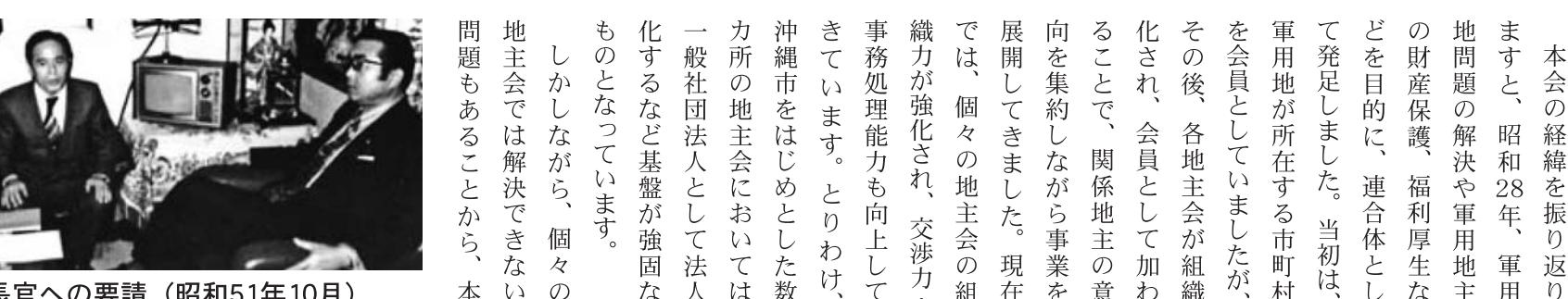
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

本会はこれまで、賃貸料のいわゆる契約問題について、「復帰時」、「平成4年時」、「平成24年時」の三次に亘って活動を強化し、適正な賃貸料の検証や、契約書の整備等について、地主会の意見を踏まえながら取り組んでまいりました。その他には、主の不利益とならないよう



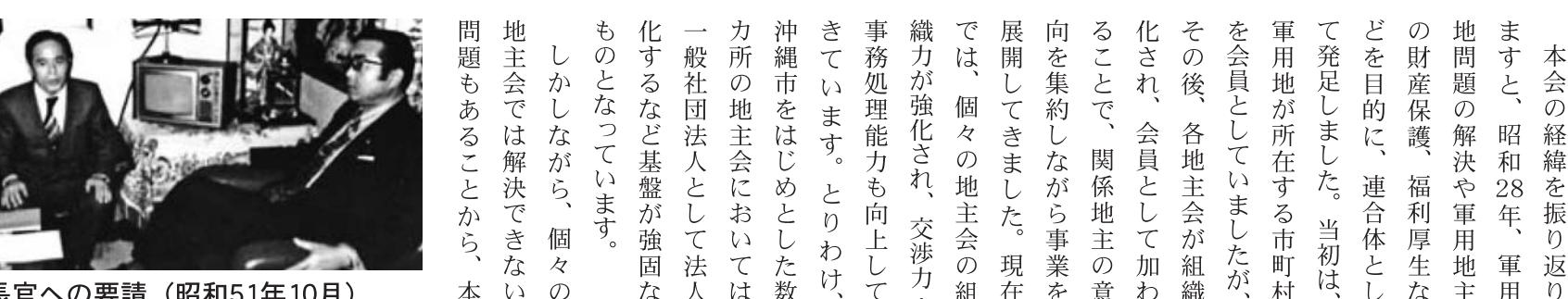
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

主の充実や、返還が地主の不利益とならないよう



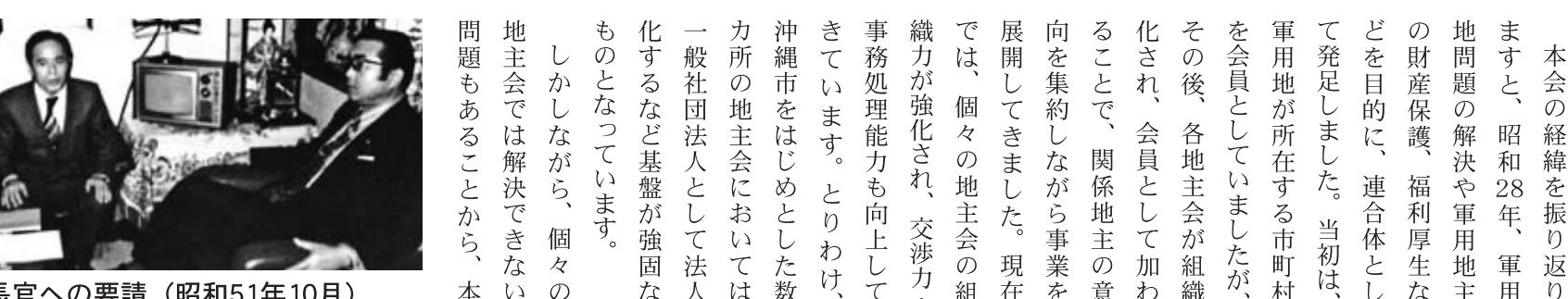
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

付金の充実や、返還が地主の不利益とならないよう



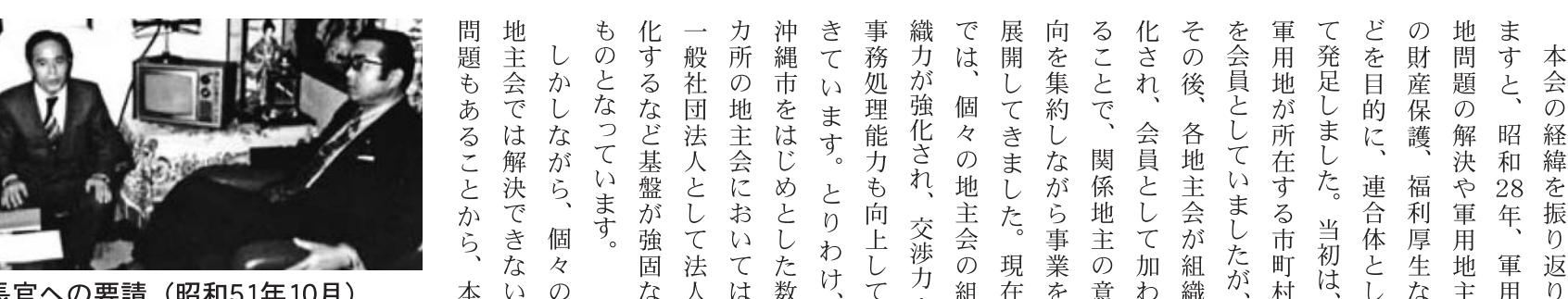
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

うに国の責務の明記を求める法律の提案、固定資産税の負担軽減、戦後処理の一環である位置境界未確定問題、居所不明土地管理事業へ取り組んで発足しました。当初は、軍用地が所在する市町村を会員としていましたが、その後、各地主会が組織化され、会員として加わることで、関係地主の意向を集約しながら事業を開拓してきました。現在では、個々の地主会の組織力が強化され、交渉力・事務処理能力も向上しています。とりわけ、



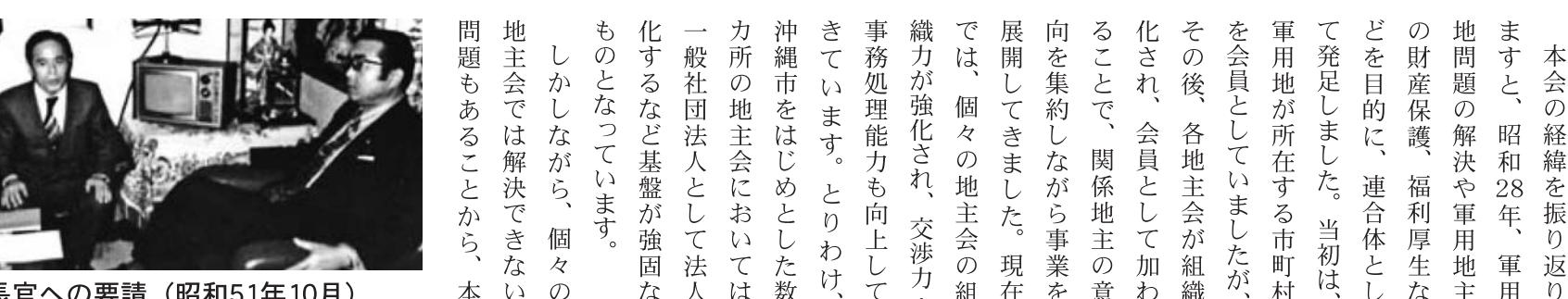
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



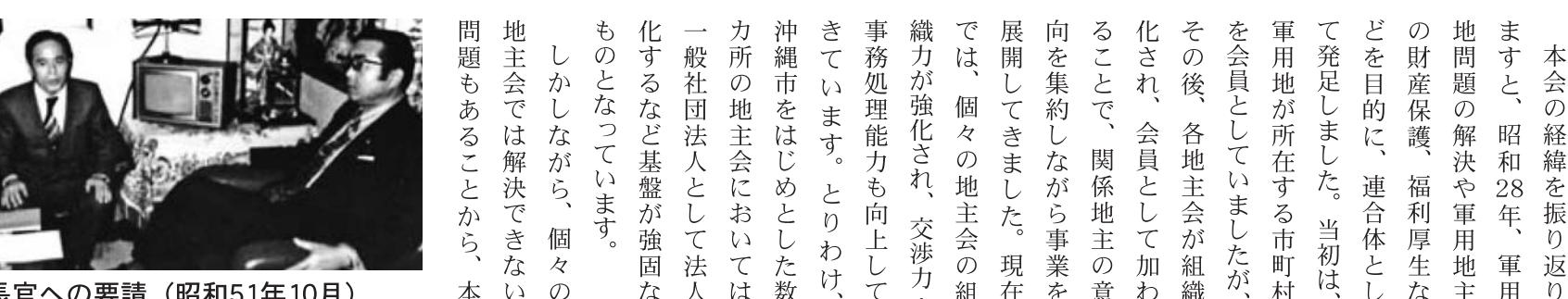
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



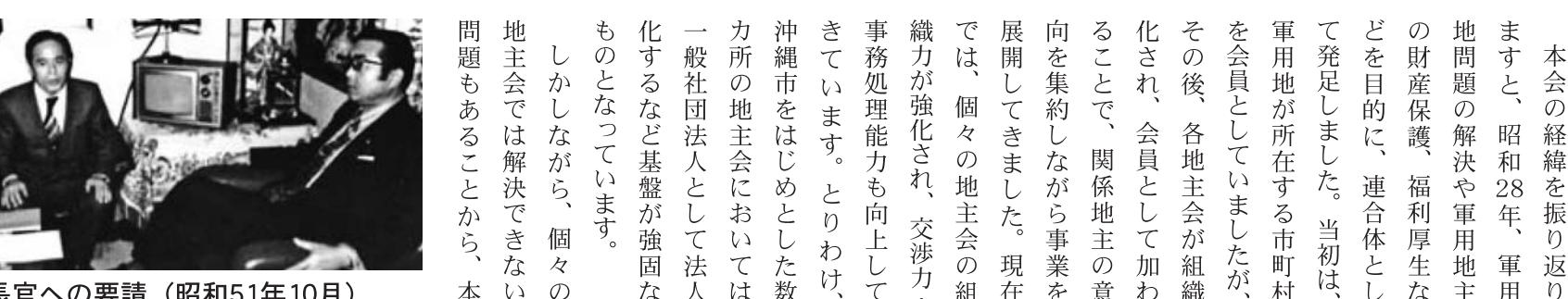
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



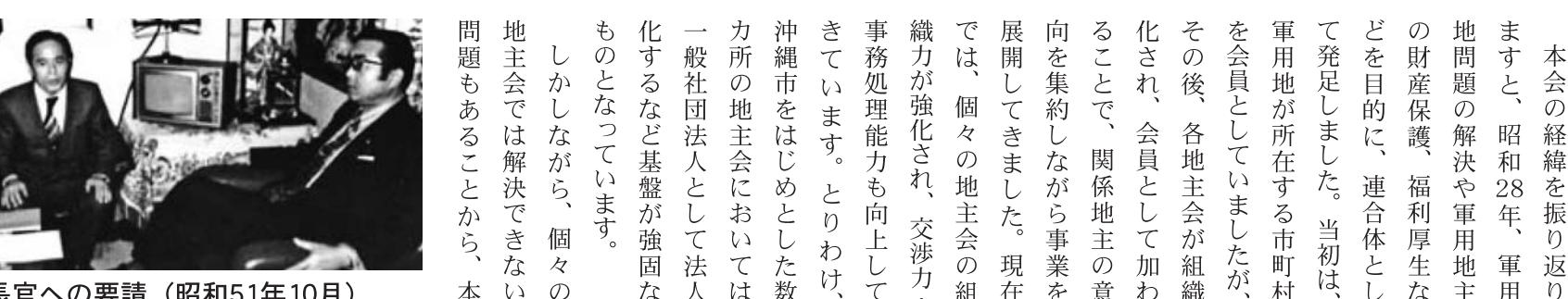
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



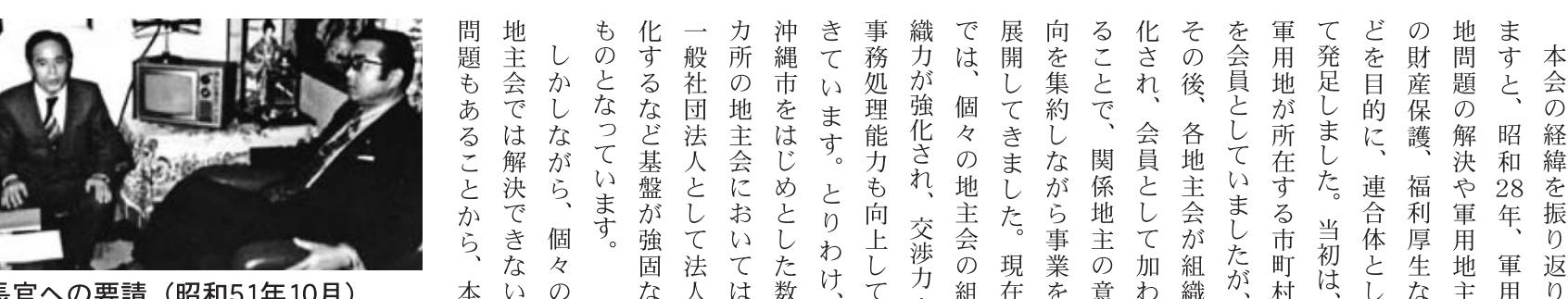
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



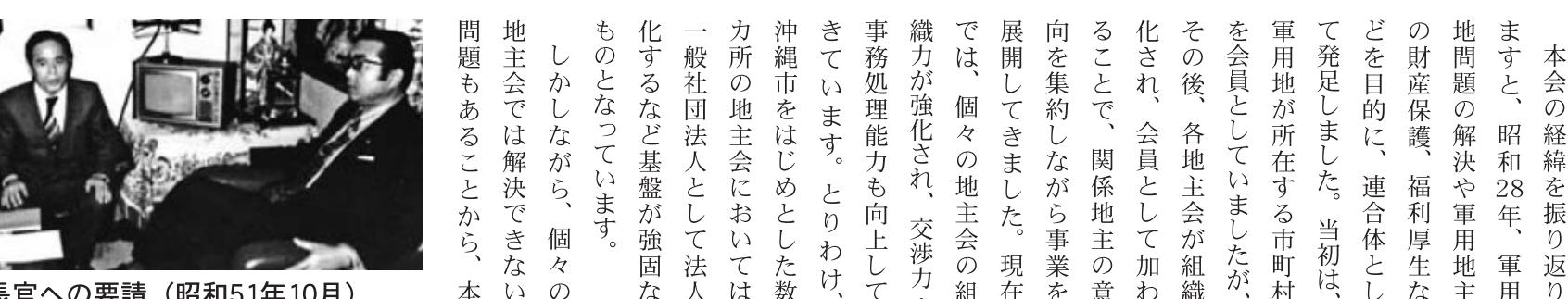
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



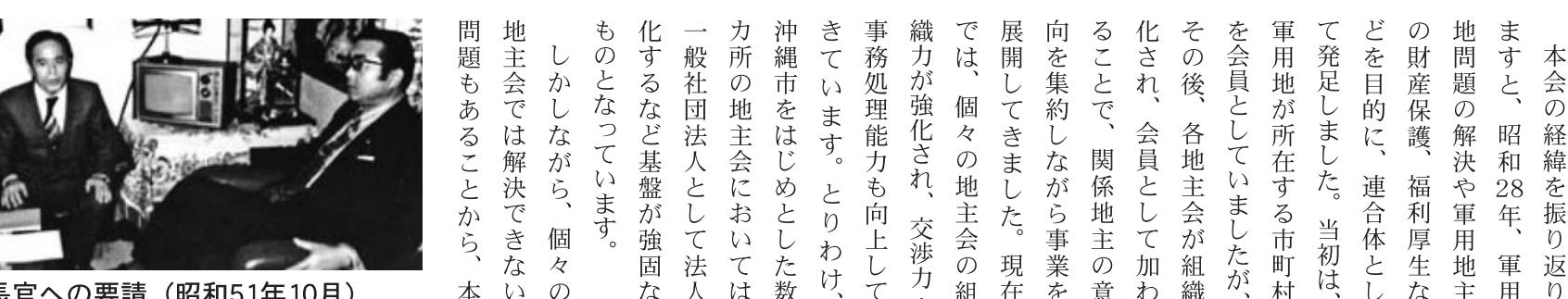
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



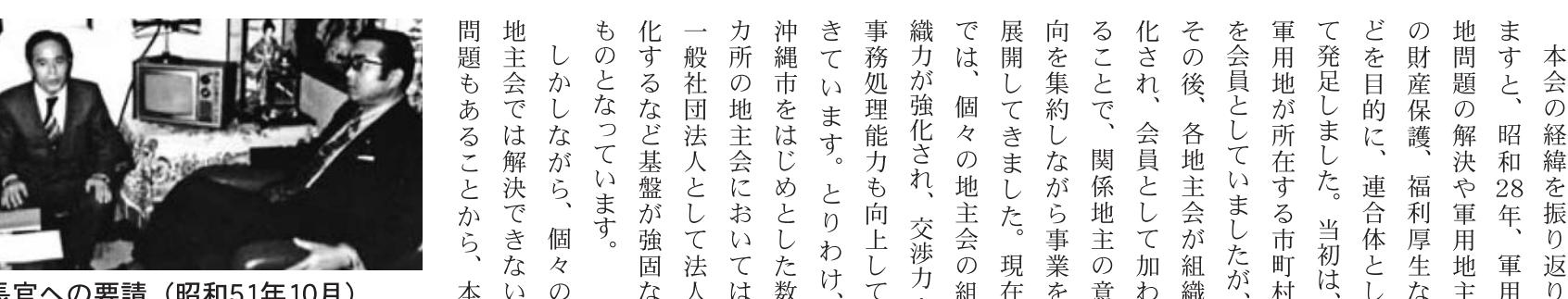
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



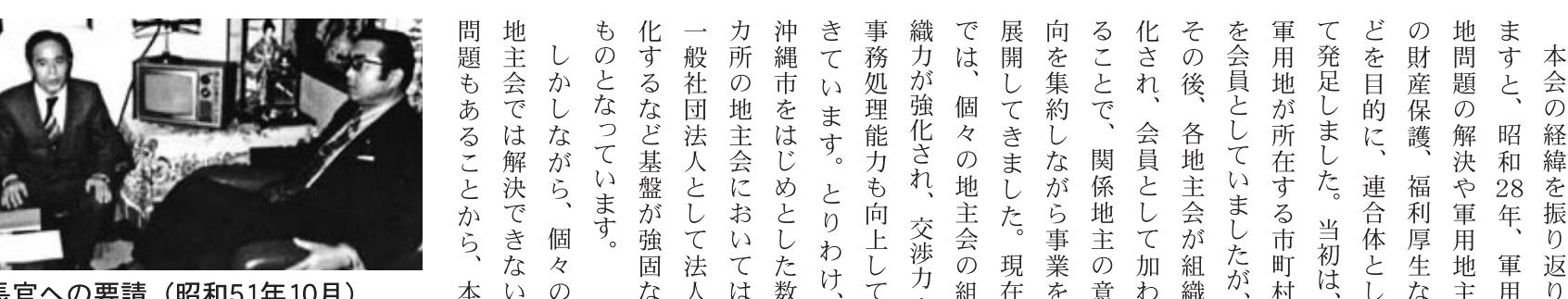
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



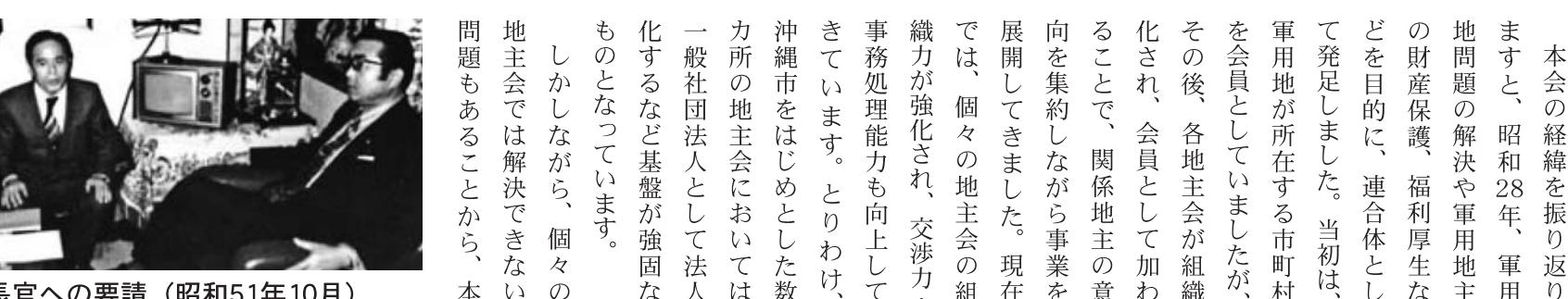
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



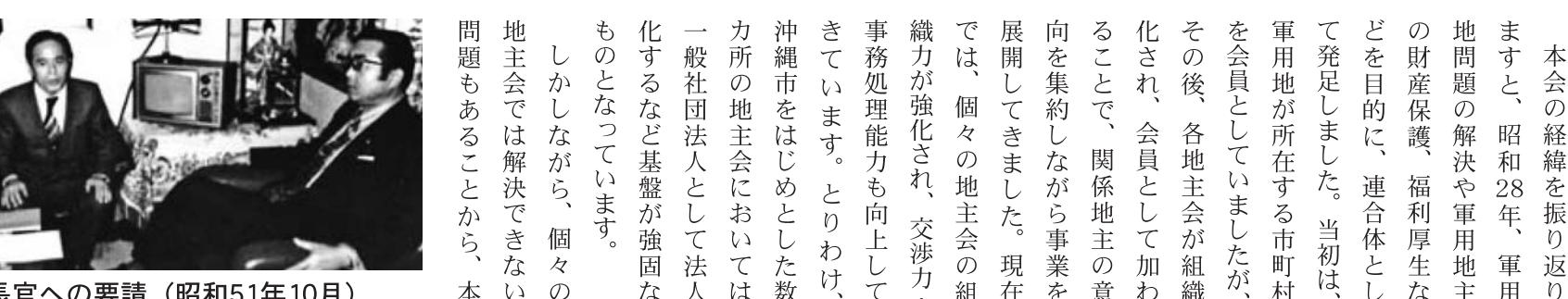
土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対応も課題となっています。



土地問題解決のため対米折衝に向かう代表団(昭和30年5月)

問題に対しても、関係機関と連携するなどして、その解決に努めてきました。現在は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」をめぐる大規模な返還への対

跡地利用推進法の改正について

平成27年3月31日、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が施行されました。（左

また、本法律にあわせ、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法施行令」（以下、「跡地法改正施行令」）が改正されました。本記事では、これらの主なポイントについてご紹介します

●特定駐留軍用地跡地の新設これまで、特定駐留軍用地に指定された地区においては、「返還合意」か否かによって、先行取得の対象となることが可能になりました。ことから、関係市町村の条例によって、100m未満の土地についても、未満の土地についても、引下げが可能となります。

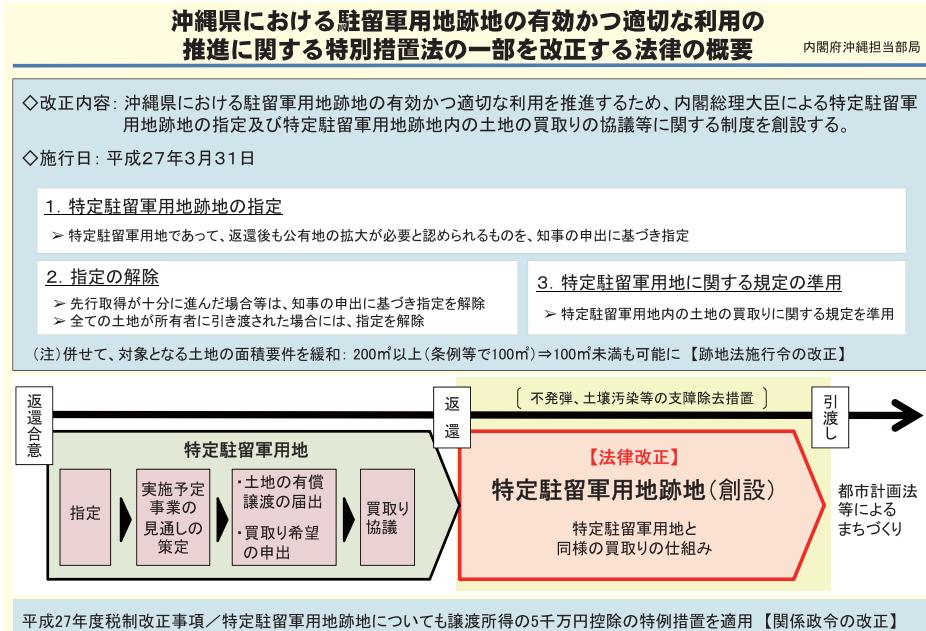
ら「返還」までの間に、土地の買取り協議等を行い、土地の先行取得を行うこととなつていきました。今回の改正では「特定駐留軍用地跡地」という指定が新たに設けられ、内閣総理大臣が指定をした土地について、土地の「引渡し」がなされるまでの間、「特定駐留軍用地」と同様の買取りの協議ができるようになりました。

○譲渡所得の5千万円

先行取得の対象となることが可能になりました。

また、「特定駐留軍用地跡地」内の土地については、「特定駐留軍用地」と同様の面積要件が定められました。つまり、特定駐留軍用地跡地の5千万円控除による譲渡所得の適用対象とす

先行取得による譲渡所得の5千万円控除について、「特定駐留軍用地跡地」についても適用対象とすることになりました。



「土地連セミナー・2015」開催



「平成27年度 沖縄借料について」

- 予算 約977億9千万円
- 前年比 1.35%増
(約13億円増)

平成
26
年

主要日誌

11日	正副会長、大阪航空局へ平成27年度那覇空港用地 額措置要請のため上京（～11日）
15日	正副会長、那覇空港事務所空港長へ平成27年度那 覇空港用地賃貸料等増額措置要請
15日	正副会長、沖縄防衛局長へ平成27年度軍用地等賃 料の増額措置要請
24日	正副会長、返還対象地主会長と「沖縄における在 日米軍施設・区域に関する統合計画」についての 意見交換会（第1回）開催（土地連会館）
30日	理事会開催（第7回）
【8月】	
11日	理事会開催（第8回）
21日	全役員、防衛省へ平成27年度軍用地等賃貸料の增 額措置要請のため上京（～22日）
27日	正副会長、返還対象地主会長と「沖縄における在 日米軍施設・区域に関する統合計画」についての 意見交換会（第2回）開催（土地連会館）
10日	正副会長、返還対象地主会長と「沖縄における在 沖米軍施設・区域に関する統合計画」についての 意見交換会（第3回）開催（土地連会館）
25日	理事会開催（第9回）
29日	正副会長及び返還対象地主会長、沖縄防衛局長 沖縄県知事、内閣府沖縄総合事務局長、外務省沖 縄事務所特命全権大使へ「沖縄における駐留軍用 地の返還について」要請
3日	正副会長、外務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄 及び北方対策）、総務大臣へ「沖縄における駐留 軍用地の返還について」要請
14日	地主会長会開催（土地連会館）
14日	中間会計監査（～23日）
17日	正副会長、沖縄県企業局長へ平成27年度水道施設 用地賃貸料増額措置要請
21日	正副会長、沖縄県企業局長へ平成27年度水道施設 用地賃貸料増額措置要請
28日	正副会長、沖縄県企業局長へ平成27年度水道施設 用地賃貸料増額措置要請
【10月】	
11月	正付会長、外務大臣、内閣府特命担当大臣（沖縄 及び北方対策）、総務大臣へ「沖縄における駐留 軍用地の返還について」要請
19日	寄付金贈呈式開催（沖縄県国際交流・人材育成財 団、沖縄県社会福祉協議会等）
21日	理事会開催（第10回）
21日	理事会開催（第11回）
【12月】	

寄付金贈呈式 —人材育成、福祉団体等へ寄付—

平成26年12月19日、正副会長は、土地連会館（北谷町）において、沖縄県国際交流・人材育成財団の他、沖縄県社会福祉協議会、6市町村（国頭村、金武町、伊江村、沖縄市、那覇市、渡名喜村）社会福祉協議会、スペシャルオリンピックス日本・沖縄、沖縄被害者支援ゆいセンター、沖縄女子短期大学の計11団体へ総額390万円の寄付金を贈呈しました。

受領者を代表して、沖縄県社会福祉協議会の新垣会長から、「毎年ご寄付をいただき感謝している。頂いた寄付金は社会福祉の充実に役立てていきたい」という主旨の挨拶がありました。



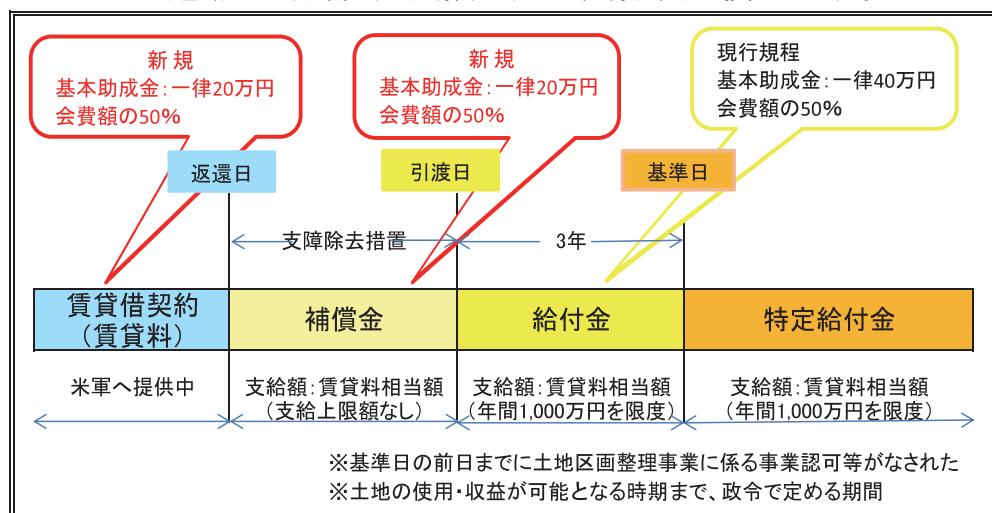
本会では、返還跡地に係わる関係地主会に對して返還地の円滑な跡地利用が促進されることを目的に、跡地対策に取り組んでいる地主会に對し、返還跡地助成金の交付を行つております。

これについて、関係機関、地主会から意見聴取をしたところ、「助成金額は返還後に交付するだけでなく、返還前にも必要である」という意見や「助成金額が少なく、十分な支援となつてない」といった要望が多く出されました。

こうしたことから、平成27年3月13日開催の理事会において、助成金額の増額や、交付時期、回数等の見直しを行うことを決定しました。

その内容は、①交付時期に「返還前」と「引渡後」が追加され、②基本助成金額について、「返還前」・「返還後」が「一律20万円、会費負担額の50%相当額」、「引渡後」が「一律40万円、会費負担額の50%相当額」となり、③積立金の上限額が「50000万円」から「70000万円」となりました。

返還跡地利用促進支援成金交付及び積立金規程



社会貢献、支援活動 「返還跡地助成金」制度拡充へ

返済期間、最長20年へ

**これまでも、これからも
みんなで助け合う、わした土地連共済**

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうことになりますが、融資貸付の最終的な決定は各金融機関になります。

融資対象	土地連共済会会員またはその配偶者及び一親等の続柄のもの（重複貸付は認めない）。
資金用途	住宅資金・事業資金・教育資金・土地購入資金・動産購入資金及びその他。
融資申込手続	各地主会の窓口に備え置かれている「共済資金融資あっせん申込書」に必要な事項を記入し、提出することになりますが、添付する書類は既往会員（既に会員となっている方）と新規加入会員（新しく会員となる方）とでは、若干異なります。また、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していくことになります。

〈融資あっせん申込時に持参する書類等〉(※1)

- 1 「土地賃借料算定調査及び土地明細書」(写)
- 2 全部事項証明書(土地登記簿謄本)
- 3 預り証(既往会員のみ)(写) (※2)
- 4 共済拠出金及び入会手数料の振込証(写)(新規加入会員のみ)
- 5 戸籍謄本又は抄本(配偶者又は一親等の申込の場合)
- 6 印鑑(実印)

〈ご融資の条件〉(※3)

1 融資限度	最高額 3000万円
2 期間	20年以内
3 利率	長期フライマレート適用 + α (年2回金利見直し)
4 担保	当該軍用地及びその他
5 保証人	原則として不要

※1 融資あっせん受付時、個人情報の取扱いに関する同意書を徴求します。

※2 当連合会から発行した「預り証」を紛失された場合はこれに代わる「会員証明書」を発行することになりますが、その場合には事務取扱手数料として500円徴収します。

なお、事務取扱手数料は各金融機関で振込していただき、振込手数料は各自負担となります。

※3 融資実行の際は借入額の1000分の1.5(融資事務取扱手数料)を徴求します。

※4 融資利率は年2回の見直し(変動金利型)であるため、融資あっせん申込時と融資実行時の利率が異なる場合があります。

〈取扱金融機関〉
◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫 ◎沖縄県農業協同組合

在日米軍従業員の事前募集について

【インターネット応募】

「LMO」で検索(<http://www.lmo.go.jp>)

【窓口応募受付場所及び問合せ先】



独立行政法人 駐留軍等労働者労務管理機構 法律事務部 管理課

エ ル モ

〒904-0202
沖縄県中頭郡嘉手納町字屋良1058番地1
(TEL: 098-912-1111) (FAX: 098-912-1112)

平成27年		【1月】	【2月】	【3月】	【4月】	【5月】	【6月】
20日	▼	理事会開催（第12回）					
13日	▼	業務監査（～6日） 土地連セミナー開催 (JAおきなわ宜野湾支店)					
18日	▼	理事会開催（第13回） (館)					
29日	▼	理事会開催（第5回）					
26日	▼	全役員、沖縄防衛局長へ平成28年度軍用地等賃料の増額措置要請					
18日	▼	理事会開催（第4回）					
4日	▼	理事会開催（第3回）					
13日	▼	決算監査（～15日）					
25日	▼	理事会開催（第2回）					
31日	▼	跡地利用特措法改正					
10日	▼	理事会開催（第1回）					